

不妊治療と仕事の両立を支援する助成金のご案内

なぜ、両立支援が必要なのでしょう。

不妊治療を経験した方のうち16%（男女計（女性は23%））が、不妊治療と仕事を両立できずに離職しています。

両立に困難を感じる理由には、通院回数の多さ、精神面での負担の大きさ、通院と仕事の日程調整の難しさがあります。

労働者の中には、治療を受けていることを職場に知られたくない方もいます。職場内では、不妊治療についての認識があまり浸透していないこともあります。

企業には、不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備が求められます。

両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）（令和3年度分）

不妊治療と仕事の両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主の皆さまを支援します。

支給対象となる事業主

次の～のいずれか又は複数の制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主

不妊治療のための休暇制度（多目的・特定目的とも可）、
所定外労働制限制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、
フレックスタイム制、テレワーク

申請のステップ

社内ニーズ調査 就業規則等の規定・周知

両立支援担当者の選任

労働者のための「不妊治療両立支援プラン」の策定

支給額

A「環境整備、休暇の取得等」

最初の労働者が休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）利用

28.5万円<36万円>

B「長期休暇の加算」

Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を20日以上連続して取得

28.5万円<36万円> 1事業主当たり1年度に5人まで

A、Bとも、<>内は生産性要件を満たした場合の支給額

助成金の支給要件の詳細や具体的な手続き、各種申請書のダウンロードはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html



生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援する「働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」については、不妊治療休暇制度を導入したい場合に活用できますが、令和3年度は10月15日をもって申請受付を終了いたしました。

詳細は、こちらにお問い合わせください。 受付8:30～17:15（土・日・祝日を除く）



都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。また、振込先、口座番号、その他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

不妊治療と仕事の両立支援策

不妊治療を受けやすい休暇制度等導入支援セミナー

企業の皆さまを対象としたセミナーをオンラインで配信しています。
どなたでも無料で視聴できます。

- (1) 不妊治療と仕事の両立に関する現状や国の施策
厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課長 石津克己
- (2) 不妊治療とは、仕事の両立に必要なこと、医学的視点から
公立大学法人横浜市立大学大学院医学研究科
生殖生育病態医学講座（産婦人科学）准教授 倉澤健太郎氏
- (3) 「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」・
「不妊治療と仕事の両立支援サポートハンドブック」の活用
塩原公認会計士事務所特定社会保険労務士 福島通子氏
- (4) 仕事と不妊治療の両立で悩むワーカーのために 制度・取組体制の整備に向けて
オフィス永森 / 一般社団法人MoLive代表 永森咲季氏
- (5) 不妊治療相談・支援事業者の立場から「企業における妊活支援とは」
株式会社ファミワン代表取締役 石川勇介氏



<https://www.funin-ryoritsu.com/>

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正

事業主が一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項として、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」が追加されました（令和3年4月から適用）。一般事業主行動計画の策定・変更等の機会に、不妊治療と仕事の両立に関する措置を盛り込むことを積極的にご検討ください。

以下のような措置を講じてください。

- ・不妊治療のために利用することができる休暇制度（多目的休暇を含む）
- ・半日単位・時間単位の年次有給休暇制度
- ・所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワーク 等

下記の取組を併せて行うことが望ましいとされています。

- ・両立の推進に関する取組体制の整備
- ・社内の労働者に対するニーズ調査
- ・企業の方針や休暇制度等の社内周知、社内の理解促進、相談対応

不妊治療に係る個人情報の取扱いには十分留意してください。

不妊治療休暇の規定例

第 条 労働者が不妊治療を受けている場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときには、必要と認められる日数（時間数）について、有給による休暇を与える。

2 休暇取得の際の賃金の計算方法については、年次有給休暇と同様の方法により算定する。

3 休暇を取得する場合は、所定の手続により所属長に申請しなければならない。

不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル

- ・不妊治療についての解説
- ・企業において不妊治療と仕事の両立支援に取り組む意義
- ・不妊治療と仕事の両立を支援するための各種制度の導入ステップや内容の解説
- ・企業の事例の紹介



<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30k.pdf>



不妊治療と仕事の両立に関するシンポジウム

有識者による基調講演やパネルディスカッションを行い、オンラインで配信しています。
どなたでも無料で視聴できます。

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWiQeEN_hLAFkJKQb mah9QyK